

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う対応について

1 概要

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成28年4月1日施行、平成26年法律第34号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、下記の条例を制定するものである。

[制定する条例]

- (1) 鳥取県東部広域行政管理組合職員の退職管理に関する条例
- (2) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

2 各条例の内容

(1) 鳥取県東部広域行政管理組合職員の退職管理に関する条例（平成28年4月1日施行）

ア 離職日の5年前より前に国の部長・課長相当職に就いていた（再就職した）元職員に対し、その職務（契約事務等）に関し、離職後2年間、現役職員への働きかけを禁止する

イ 元職員に対して、離職後2年間再就職情報の届出を義務付ける

ウ 任命権者は、再就職情報の届出があった場合、管理者に報告する。管理者は、報告を取りまとめ毎年度公表を行う

(参考) 改正後の地方公務員法による働きかけの規制

- (a) 全ての元職員は、離職前5年間の職務に関する働きかけを2年間禁止
- (b) 離職日の5年前より前に首長の直近下位の内部組織の長に就いていた元職員に対し、その職務に関し、離職後2年間、現役職員への働きかけを禁止
- (c) 在職中に自らが決定（専決）した職務に関する働きかけを禁止（期限なし）

(2) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整理に関する条例（平成28年4月1日施行）

ア 服務等に関する条例、給与等に関する条例、特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正

(a) 地方公務員法改正に伴う引用条文の修正を行う

(b) その他用語等の整理を行う

イ 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

(a) 公表事項に「人事評価の状況」、「退職管理の状況」等を加え、「勤務成績の評価の状況」を削除する

(b) 公表方法にインターネットを利用して閲覧に供する方法を加える

行政不服審査法改正に伴う鳥取県行政不服審査会（第三者機関）の共同設置について

1 行政不服審査法改正（平成28年4月1日施行）の概要

行政処分に対し、国民が行政庁に対し不服を申し立てる制度（不服申立て）について、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から制定後50年振りに抜本的改正（全部改正）を行ったものである。

[主な改正内容]

- (1) 審理員による審査手続、**第三者機関への諮問手続**の導入
- (2) 不服申立て制度を「審査請求」に一元化（「異議申立て」手続の廃止）
- (3) 審査請求することができる期間を60日から3か月に延長

2 第三者機関の共同設置理由

不服申立てが少ないと見込まれる本組合にとって、新たに第三者機関を設置・運営することは事務的・経費的負担が大きいため、鳥取県と共同設置することにより負担軽減を図る。

3 第三者機関設置に係る今後のスケジュール

平成28年2月10日 組合議会定例会に共同設置規約制定に係る議案を提出
2月 議案議決後、鳥取県へ協議書、議決証明書を提出
4月 1日 協議成立、規約制定告示
(鳥取県が総務大臣へ届出を提出)

(参考) 第三者機関の共同設置に係る経費負担

(1) 経常経費（審査会運営に係る委員報酬、役務費、需用費等の定額部分）

鳥取県と市町村等で負担を折半する。

市町村等の負担分については、職員数に応じた負担額（3段階）とする。

平成28年度審査会運営費（鳥取県試算 約100万円（年額））の内訳

鳥取県負担額 約50万円

市町村等負担額 約50万円（本組合の負担額 24,000円）

(2) 実績経費（処理にかかる鳥取県職員人件費部分）

案件1件につき352千円を負担する。

